

第1回北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議 議事録

日 時／令和2年7月30日（木）

18：00～20：00

場 所／ホテル ポールスター札幌

【北海道 中野副知事】

それでは定刻となりましたので、ただ今から「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」を開催させていただきます。私は道副知事の中野でございます。しばらくの間、進行を務めさせていただきます、よろしくお願いいたします。

まずこの会議の設置目的・趣旨についてお話させていただきますが、本会議は、医療、介護、経済、労働、教育、行政、法律の各分野におきまして、専門的な知見をお持ちの皆様から、これまで道が講じてまいりました新型コロナウイルス感染症対策の検証、さらには、今後の対策の推進に関して、ご意見をいただくために設置したものでございます。本日、お集まりいただきました皆様から、忌憚のないご意見をお伺いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず始めに、本日出席いただきました構成員の皆様をご紹介します。五十音順にまいりたいと思っておりますけれども、まず、北海道大学公共政策大学院客員教授の石井吉春様でございます。次に、北海道老人福祉施設協議会副会長の加藤敏彦様です。次に、北海道経済連合会専務理事の瀬尾英生様です。次に、札幌医科大学感染制御臨床検査医学講座教授の高橋聡様です。次に、弁護士ラベンダー法律事務所の田端綾子様です。次に、北見市長の辻直孝様です。次に、日本労働組合総連合会北海道連合会総合政策局長の坪田伸一様です。次に、北海道医師会常任理事の三戸和昭様です。なお、本日、北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻教授の水上丈実様は、所用のため欠席されております。

それではここで、座長の選任をお願いしたいと思います。本会議の設置要綱第4条第3項におきまして、座長については構成員の中から担当副知事が指名し、会議で決定するというようになっております。つきましては、私の方から、まずは北海道大学公共政策大学院の石井先生を指名させていただきたいと思っております。その上で、座長を石井先生にやっていただくということで皆様いかがでしょうか。特段ご異議がないようですので、皆様のご承認を得たということで、座長については石井教授をお願いしたいと存じます。

それではここで、本会議の開会にあたりまして、鈴木知事からご挨拶申し上げます。

【北海道 鈴木知事】

北海道知事の鈴木でございます。新型コロナウイルス感染症対策有識者会議にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、本日お集まりいただきました皆様におかれましては、様々な場面において道政の推進にあたって力強いお力添えをいただいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。そしてこの有識者会議のメンバーをお引き受けいただき、お忙しい中、本日もご出席いただきましたことに心から感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、本道では、2月中旬から全国に先行する形で新型コロナウイルスの感染拡大がございました。これは第1波と言われますけれども、前例のない中で、この

未知のウイルスとの戦いを皆さんとともに進めてきたところでございます。私といたしましては、何よりも道民の皆様への命と健康を守ることを第一といたしまして、急激な感染拡大、そのことによって医療崩壊といったものをなんとしても避けなければならない、そういった思いから、専門家の方の助言をいただき北海道独自の緊急事態宣言を発出させていただきました。道民の皆様には、外出の自粛など行動の制限にご理解・ご協力をいただきまして、感染拡大について一定程度押さえ込むことができました。3週間後、21日間予定通り3月29日でその宣言を終了するところとさせていただきます。

その後、独自の宣言は終了したわけでございますけれども、その際は経済活動の再開、それは感染拡大の防止と両輪であるということで強調させていただいたわけでございますけれども、3月下旬から4月上旬にかけて、海外や首都圏から道内に人が入ってくる状況を止めるということは容易ではない状況にございまして、結果として第2波とも言える感染拡大については、真摯にこれを受け止めなければならないと思っております。

第2波とも言えるこの感染拡大については、国の緊急事態宣言の下で様々な対応をまいりました。不要不急の外出自粛、休業、イベントの開催の自粛要請などによりまして、道民の皆様、事業者の皆様には大変多くのご苦勞・ご負担をおかけしたところでございます。医療、福祉、経済、教育、生活など多くの分野にわたりまして、数次の緊急対策を実施して、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組んできたところでございます。

この間の対応状況についてでございますけれども、私自身、考えられる最善を尽くしてきたつもりではあるのですが、現在、全国の状況を見ますと、大都市を中心に、過去最多となる感染者数が相次いでいるという状況にあり、また、本道においても、繁華街でクラスターが発生するなど予断を許す状況にはないわけでありまして。

今後第3波、感染拡大に備えるということで、これまでの対応をしっかりと振り返って、果たすべきところは果たす、そしてより効果的な対策を打っていくことが何より大切だと思っております。

お時間をいただきました有識者の皆様には、この各分野における知見からのご発言はもちろんでございますけれども、その分野のみならず、様々な視点で率直なご意見をいただけたらありがたいと思っておりますし、そのご意見に対し、道としてしっかりと真摯に受け止めてこれまでの一連の取組を検証していくことが大事だと思っております。皆様の大変貴重なお時間をいただくわけでございますし、今後複数回にわたって開催されるこの有識者会議を、しっかりと我々は受け止めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

【北海道 中野副知事】

それではこれより議事に移らせていただきたいと思いますけれども、ここからの進行は石井座長をお願いしたいと思います。

まずは就任にあたってのご挨拶を頂戴した上で、議事の方をよろしく願いいたします。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

座長に選任していただきました北海道大学の石井と申します。大変責任の重い仕事と感じておりますが、非常に将来の活動を規定していくような重要な会議と位置づけておりまして、貢献させていただきたい。今年に入ってからいろんな感染拡大という動きがあった

ということで、道におかれましても様々な対応をとられてきているということですが、基本的にはまだある種、方向感といいますか、どう動いていくかということに、状況が見えていない。まさに途中段階にある。こうした中、一定の検証というか、やっていきますので本来の意味の検証は、これはある種、時期をおいてきちんと状況を見て。ただ、逆に知事からもご指摘がありましたけども、第3波といいますか、これからいわゆるウイズ・コロナというような中でやっていくには、生活、経済というようなものを守りながら、コロナ感染対策ということをやっていかなければならない。非常に難しい2つの全く違う思考を目指していかなければならないことかと思っておりますので、一度そういうことに資するための、これまでの検証の機会というのが必要ではないかということで、お引き受けさせていただいたということでございます。

これからの政策だけではなく、経済運営の分野でもなんらかの示唆をしていければ会議としては意味があるのではないかと考えておりますので、是非、皆さんの忌憚なきご意見をいただきながら会議を進めたいと、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、鈴木知事におかれてはここで退席のご予定と承っております。今日は初回ということでもありますので、皆様から忌憚のないご意見をいただくものと考えております。知事におかれましては、2回目以降にお時間を取っていただいて、改めてご出席いただく機会を設けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。知事はここで退席となりますので、ご了解いただければと思います。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。まず議事の1、議論のポイントにつきましては、委員就任のご依頼にあたって、各委員の皆様にも確認していただいておりますが、それを踏まえ整理したものを事務局より説明をお願いします。

【北海道 倉本総合政策部長】

総合政策部の倉本です、よろしくお願いします。お手元の資料1をご覧くださいと思います。この有識者会議におきましては、これまでの道の取組に対する妥当性、あるいは課題について、大きく4つの観点でご議論いただければと思います。

まず1つは第1波、これは1月下旬から3月下旬までということですが、この期間における対応につきまして、本日ご議論いただければと、具体的には道独自の緊急事態宣言や学校の休業要請を含め、その判断ですとか、あるいはそれにあたっての市町村等との連携、道民の行動変容の効果、さらには経済的、生徒・保護者への様々な影響、あるいは宣言の終了と第2波への影響はどうだったか、こういったことについての報告資料を何点か。また、第2波の際の検査体制・集団感染対策・医療提供体制の整備、確保についてご検討、ご議論いただきたいと思います。

特措法に基づく緊急事態措置などの項目につきまして、特に外出自粛や休業要請のあり方・状況、それから振興局単位で休業要請を段階的に緩和してきた経過がございます。さらには、市町村との連携や道民の皆様への行動変容の効果、あるいは経済的な影響についてご議論いただき、また、検査体制・集団感染対策・医療提供体制の整備、確保についてもご議論いただければと思います。

3つ目は、経済対策を含めた主な事業の妥当性と課題をご議論いただきたいと思います。

そして最後に、4回目でこれまで申し上げてきた項目における議論を踏まえた、今後の対応の方向性について、ご議論賜ればと思います。議論についてはこれらに限定されたものではございませんので、皆様から様々なご意見を頂戴できればと思っております。

2枚目になりますが、第3波への備えということもありますので、まずは9月上旬までに一定の意見の取りまとめをさせていただければと思います。説明は以上でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見がございましたらご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、それでは本会議においては、ただいま示していただきましたポイントに沿って議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、議事（2）「第1波への対応」について、事務局より、説明をお願いします。

【北海道 倉本総合政策部長】

それでは、資料2に基づきまして第1波、3月12日までの期間での道の対応について説明させていただきます。

資料を見ていただきまして、まず3ページ目でございます。この第1波の間、道を取り巻く状況ということになります。12月に初めて中国で感染者が確認されましたが、中国を中心に感染の拡大が続き、1月末にはWHOから緊急事態宣言が出されております。同時期の国内では、1月16日に初めての感染者が発生をし、2月1日に都道府県に対し、国から帰国者・接触者外来の設置が指示されております。2月25日には感染症対策の基本方針が決定され、3月13日に新型インフルエンザ等特別措置法が改正されております。

次に、5ページをご覧頂きたいと思います。緊急事態宣言発出までの経過ということでもあります。1月28日に、道内で初めての感染者が確認されております。今、申し上げた国の「帰国者・接触者外来」設置や医療の方針の策定前の段階でございまして、対応の前に感染者が出たということです。さらには、この期間、雪まつりの開催がありまして、冬の観光シーズンの中で多くの観光客の方が来道される中で、2月中旬から下旬にかけて全道広範囲で新規感染者が確認をされております。

ちょっと飛びますが、8ページの参考①をご覧いただきたいと思います。左側に第1波の時期における地域別の発生状況、感染者の確認状況というのがございます。比較的道内の広い範囲で、札幌と道央が数としては多いのですが、その他の地域を含めて広い範囲で確認されております。右側には日ごとの感染者の確認状況がございまして、2月27日に15名と二桁の感染者が初めて確認され、これが第1波のピークでございます。翌日にも12名と二桁の感染者が確認されているという状況でございます。

5ページに戻っていただきたいと思います。2月27日、28日と二桁の新規感染者の確認があったということです。また、2月28日には政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議のメンバーから、道に対して、この1、2週間で人と人との接触を可能な抑えることが必要だ、対策を実施しないと道全体で急速に感染者が発生しかねないという助言がなされました。これを受けまして、庁内幹部の打ち合わせを行っております。資料2-2ということで、配らせて頂いておりますが、3ページにございまして2月27日に道民へのメッセージの発信の是非等についての協議を行いました。4ページ、5ページ、2月28日に緊急事態宣言の内容及び道民への説明内容の打ち合わせを行いまして、同日、北海道感染症危機管理対策本部の会議第8回目を開催をしまして、道独自の緊急事態宣言を発表したという経緯でございます。

6ページでございますが、今、申し上げましたような経緯や専門家の助言を踏まえまして、緊急事態宣言の発出の判断について、こうした経過や専門家の助言もございまして、道民の皆さんの命を守るのが第1だ、感染の急激な拡大による医療崩壊となることを避けなければならないということから、道独自の緊急事態宣言の発出を判断いたしました。なお、要請期間についてはウイルスの潜伏期間が2週間という報告がありましたので、これを踏まえまして、分析等に必要な期間が1週間であるということをご考慮しまして、3週間21日間ということで設定いたしました。

7ページ目でございます。緊急事態宣言の概要ですが、期間は2月28日から3週間21日間の3月12日までということで発出をさせていただきました。発出の内容については4回に分けて、3つのタイプのメッセージを発出しております。まず、2月28日については、「この週末は外出を控えてください」、2月28日土曜日、3月1日日曜日に関して外出を控えてくださいというメッセージを発出しております。翌日以降に関して、3月1日日曜日に3月2日以降からのウィークデーの対応ということで、2つめのメッセージを発出しております。「喚起が悪く、人が大勢集まる場所には行かない。部屋の空気は、定期的に入れ替えを。風邪ぎみの方は自宅で休む」といったメッセージ、呼びかけをしております。それから、3月5日、3月12日にはそれぞれ、その週末にどのように対応して頂きたいかというメッセージを発出しております。外出する時には必ず、以下を確認してください。「体調はどうか、あるいは人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか、混んでいる時間帯ではありませんか」ということを必ず確認したうえで外出していただきたいとメッセージを発出しております。2月28日の最初のメッセージから、少し段階に応じて内容を緩和してというところです。

次に、9ページでございます。学校の臨時休業でございますが、この経過でございます。2月21日に道内小学校において児童2名の感染が判明いたしました。以降、相次いで学校関係者への感染が確認されまして、保護者の皆様から不安の声が挙げられたところでございます。2月25日、文部科学省から各都道府県教育委員会に通知が発出されまして、児童・生徒が感染した場合は学校を臨時休業を速やかに行うこと、地域全体での感染防止を目的に全校的な臨時休業も考えられると指示がございました。こういったことを踏まえまして2月25日、庁内幹部での打ち合わせを行っております。資料2-2の1ページ目、学校の休業要請の是非について庁内で協議を行っております。それを踏まえまして、同日、第7回目の本部員会議を開催をし、知事から道教委に対し、学校の一斉臨時休業の検討を要請しております。翌日26日、庁内幹部の打ち合わせということで、資料2-2の2ページ目です。休業期間をどうするのかといった協議を実施し、そのうえで知事から各市町村長に対し、道教委から各市町村教育委員会に対して学校の臨時休業を文書で要請を行っております。翌日の27日から、全道で一斉の臨時休業が順次開始されました。一方、27日の政府の本部会議の中で、総理から3月2日から春休みまで臨時休業とする要請が出ました。そのため、3月2日から全道一斉の臨時休業が開始されたということでございます。

10ページになりますが、こうした学校の臨時休業要請の判断についてでございますが、今申し上げたような経緯を踏まえまして、児童生徒や保護者に感染症に関する正しい知識を伝え、施設の消毒や毎朝の検温を徹底し、「学校は安全」といえる体制を整える時間が必要であることから、道教委に対して全道一斉の臨時休業の検討を要請いたしました。その上で休業要請期間については、道教委と協議をいたしまして、保護者のみなさまの負担

を考慮して、インフルエンザの流行時などで6日間、学校を閉鎖する事例もあることなどを目安にして、1週間として設定することを判断したものでございます。

具体的な休業の内容でございます、11ページでございます。道による休業要請につきまして、今申し上げましたとおり2月27日から3月4日の1週間ということでまず、要請をスタートしました。休業期間中は、教職員の健康管理を行うとともに、各学校の衛生環境の確認を実施しました。またあわせて、3月5日当初学校を再開する日、「感染症予防の日」として各学校において、正しい知識、或いは、いじめや偏見等について学ぶ機会を設けることを予定しておりましたが、先ほど申しましたとおり、国の休業要請があったことから、3月4日以降も引き続き休業となりまして、当初予定しておりました3月5日の「感染症予防の日」は実施はせずに引き続き休業となっております。

12ページをご覧いただきたいと思っております。これは3月時点での専門家の見解でございますが、3月2日の国の専門家会議の中の見解ということで、何故、北海道でこのような状況にいたっているのかについての言及がございます。一つ目は、北海道における地理的な特徴として、都市部に、若年層が集中していて、他の圏域では高齢者が集中している。また、都市部と他の圏域との間で人の流動が多いというのが特徴であります。二つ目に北海道における感染の特徴として、中国からの旅行者が多く、そういった人々から感染が広がったと考えられる一方で、保健所では、北海道全域に感染者が点在しているということでございます。三つ目にそうしたことを踏まえて現状に至った理由として、専門家会議の見解としては、都市部においては、社会・経済活動が活発な人々が気づかないうちに感染していたと考えられる。なかでも、若年層に症状の軽い人が多いと考えられ、そうした一部の人々が他の圏域に移動することで、北海道の複数の地域に感染が拡大したのではないかというような見解が示されている。

続いて13ページですが、その上で専門家の見解として、北海道で実施すべき対策について、まず人と人との接触を最大限避けることが必須で、こうした対策が行われずに、人々が何も行動を変化させない場合、感染者が急増し、一定の潜伏期間後に発症者も急増することが予想されると見解が示されました。

14ページに、市町村との連携についてですが、まず2月26日には北海道町村会主催で、町村会役員との意見交換が行われております。知事から、感染症の発生状況や学校の臨時休業などの対策に係る道の状況、これについて情報を提供し、意見交換を行っております。また、3月3日からは市町村に対する情報提供の進め方を整理しまして、統一をいたしました。道の感染症対策本部の会議の資料、それから記者発表における資料については、道から市町村に情報提供を行う。また、市町村長からの情報共有について適宜、集約及び情報共有を行うことを始めたものであります。3月19日には道主催で、テレビ会議を通じての市町村への説明会を行っているところであります。

また、15ページになりますが、道民のみなさまへの情報発信としまして、1月末から3月末までにかけて、計19回にわたって知事による記者会見、これは定例が6回、臨時が13回、合わせて19回になりますが、デジタルサイネージの活用などによる分かりやすい発信を心掛け、また、3月からは同時手話通訳の導入をしております。

次に16ページ、こうした第1波における検査体制の整備に関し、まず感染拡大の兆候の早期発見についてでありますけれども、真ん中の四角い点線で囲っておりますけれども、この第1波の当初の状況でございますが、この新型コロナウイルス感染症というのは、これまで経験したことの無い新しい感染症であって、当時まだ十分な知見やノウハウがない状

況の中で、道内の検査・医療提供体制の構築が急務であったというものでございました。このため道では、検体採取に特化した地域外来・検査センターの設置促進や、衛生研究所・保健所におけるPCR検査機器の整備、さらには民間検査機関を含めた、検査機関の拡充などを行いまして、2月28日時点で1日あたり100名の検査能力を、3月18日には倍増の200名まで拡大をしてきたところであります。

次に17ページ、機動的な感染拡大の防止についてでございますけども、右側の方に表がございますが、第1波の中での新規感染者の確認数168名のうち、感染経路が判明しているリンクあり感染者は36%でございます。一方リンクがない感染者は64%弱という風になっておりますが、リンクあり感染者のうち、1/3が集団感染、いわゆるクラスターでございました。左になります。集団感染への対応といたしまして、2月25日に国のクラスター班の派遣を要請しまして、25日以降、専門家の指導・助言を踏まえ対策を実施しております。また、保健所が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、集団感染の全体像や感染経路及び発生源などを推定し、感染拡大防止のための積極的疫学的調査を進めてきたところであります。

次に18ページですが、医療提供体制の確保について、第1波以前の感染症対応状況としましては、感染症指定医療機関24施設で、感染症病床は94床ということでありました。これについても、十分な知見のない中で医療提供体制の構築が急務であるということで、道の取組といたしましては、感染症病床の活用を基本としつつ、指定医療機関、それから他の医療機関を含めて一般病床を活用するために、関係団体等を通じて病床の確保を要請してまいりました。また、マスク・ガウン等の感染防護服の優先的な供給や、マンパワの確保について国や関係団体と調整してまいりました。その中で、2月末で94床だった感染症病床が3月上旬に200床程度、3月中旬には250床程度の確保となったという状況でございます。

19ページになります。第1波の間に感染が確認された数の推移でございます。2月下旬から急激に増加し、緊急事態宣言が発動されたわけですが、3月中旬から徐々に減り始めておりまして、宣言終了後は、一定程度に推移している経過でございました。

20ページですが、その内、いわばリンクなしの感染者数、これは折れ線グラフで示しておりますけれども、これに関しても緊急事態宣言の期間を通じて徐々に低下をしてきたところでございます。

一方、21ページでございますが、経済動向ですけれども、百貨店販売額が2月と3月で大きく落ち込んだほか、スーパーは一時的に2月に増えていますが、3月は前年同月比マイナスになっています。特に、下段になります。観光の来道者が2月・3月に大きく減少し、宿泊実績も低い水準に落ち込んでおります。

22ページですが、有効求人倍率が1月・2月・3月と低迷しております。一方、倒産件数ですが、この赤線が北海道の前年同月比ですけれども、1月に若干前年より増えておりますが、それを除きまして、総じて倒産件数は多くない、むしろ少ないという意味で安定してきたということでもあります。

23ページ、道民の皆様の行動変容に関してでございますが、まず札幌市への来道者について、これは日ごとの来道者のデータとなっております。週末ごとに例年と比べて2割から3割程度減少していることが見て取れます。

また、24ページですが、これは道路の交通量でございます。緊急事態宣言期間中は概ね2割から3割前年より減った状況でございます。

25ページになりますが、緊急事態宣言の終了に関してでございます。まず終了までの経緯についてでございますが、お示した3月以降、新規感染者数が減少傾向になり、また、リンク不明の感染者数も減少傾向にあるということで、3月16日に庁内の幹部打ち合わせ、これは資料2-2の5ページにございますけれども、打ち合わせを行いまして、感染状況と今後の方向性について協議を行いました。3月17日には、政府の専門家会議メンバーから道に対しまして、北海道は爆発的な増加を避けることができたという評価をいただいたところでございます。18日に、翌日が緊急事態宣言の最終日となっておりますので、庁内で幹部打ち合わせを実施し、打合せ内容は資料2-2の7ページにございますが、感染状況、医療・検査体制の整備状況を踏まえまして、宣言終了の協議を行いました。これを踏まえて、翌日の19日に第11回目の本部会議を開催し、当初の予定通りに3月19日をもって宣言を終了することを決定しております。

26ページでございますが、こうした宣言終了の判断についてでございます。今申し上げたような経緯や、専門家の助言を踏まえまして、道としては、医療崩壊を起こすような急激な患者の増加は生じていないこと、そして検査体制や病床の確保など必要な体制の強化や情報の蓄積が図られたこと、一方で、道内の社会経済は深刻な状況にあることから、当初予定どおり、3月19日に緊急事態宣言終了の判断をいたしました。また、終了にあたっては、「感染拡大の防止と社会経済活動を両立する新たなステージに」というメッセージを発信したところでございます。

27ページですが、3月時点での専門家の見解でございます。さらに、19日の国の専門家会議の中での分析・提言の中に言及されておりますが、■の2つ目、北海道知事による緊急事態宣言を契機として、道民の皆様が日常生活の行動を変容させたことが急速な感染拡大の防止という観点からみて一定の効果があつたものと判断できるということ、学校の一斉休校については、他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えられるが、一斉休校だけを取り出して、この対策がまん延防止に向けた定量的な効果があるということ測定することは困難だという見解が示されたところでございます。

28ページでございますが、第2波そのものについては次回以降の検証にさせていただこうと思いますが、この第1波の時の取組が第2波にどのように影響したのかということについてです。道では、3月19日の緊急事態宣言終了にあたって、経済活動の再開は感染拡大防止と両輪であることを強調し、リスクの高い場所の回避や社会的距離の確保について呼びかけをしたところでございますけれども、一方、その前後で、北海道をとりまく状況については29ページの参考4をご覧くださいと思います。

30ページの参考5を見ていただきたいと思いますが、北海道の中では、宣言終了後しばらくの間は5人以下で推移してきたわけでありましたが、4月9日以降に道内の新規感染者数はまた増加に転じてしまっており、これが第2波につながっていくという状況にございました。

28ページに戻っていただき、第2波が生じた要因を明確にすることは困難であるが、北海道の感染拡大は一段落ということで受け止められた可能性があるのではないかと、あるいは海外からの帰国や3月下旬から4月上旬にかけての帰省、転勤、入学に伴い、感染が拡大する首都圏等から人の流入が増加した時期が重なったことも要因の一つではないかということでございます。私からの説明は以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見についてご発言をお願いしたいと思います。

今日は第1回目ということもありますし、せっかくの機会でもありますので、ご出席の全員からご発言いただきたいと思っておりますので、大変恐縮ですが、名簿の五十音順で私のほうから指名させていただきます。

北海道老人福祉施設協議会の加藤副会長、よろしくお願いいたします。

【北海道老人福祉施設協議会 加藤副会長】

現場の感覚で言うと、学校一斉休校の問題の中で、やはり混乱が生じたところです。

資料を見させていただきまして、10ページ目のところでございますが、学校の臨時休業の中でインフルエンザの流行で6日間の学校閉鎖の事例があることなどを目安に設定するとありますが、当初から新型コロナウイルスはインフルエンザと違って、かなり潜伏期間が長いのではないかというのがあって、数的な問題とすればインフルエンザと比べるとかなり数が少なかったはずなのですが、なぜ一斉休業となったのかなど。

もう1つは、どうなったら学校が再開するのかというのを示していただけなかったのも、我々職員の配置をする時に、どういう状況であれば職員のシフトを組めるのか説明ができなかった、なおさら、幼稚園、保育園が連携して休みになったおかげで、保育園に子供を預けていく職員、学校に子供を預けている職員等の配置の問題でなおさら厳しくなりました。

そして、職場自体の厳しい環境の中で、そういうことが起きてくると、どうしても感染者対策についても厳しくなっていく。職員の数が厳しければ、なおさら厳しい状況になるということが引き起こされたのも事実かなと思っております。

ただ、学校の休業が悪かったということではなくて、今後に向けての考え方としまして、どういう状況であれば学校が休みになる、どういう状況であれば学校をやってもいい、という我々として次に向かって進むステップをどうやって判断していくのかということをお示ししていく方が、我々としては事業を継続していく上では非常に助かると思っております。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございました。

ご質問の部分に関しましては、半分くらいの方にご発言いただいた後でまとめてお話させていただいて、必要な質疑応答があれば対応するといった形にしたいと思います。

続きまして、瀬尾委員お願いいたします。

【北海道経済連合会 瀬尾専務理事】

最初に第1波当時の状況についてですが、全国に先駆けて、感染者が全道に広がった、また、2月27日には新規感染者の数がピークにという報道がある等、感染への不安が高まる中で、言わば当時は手探りの状況にあったというのが、実態ではなかったかと思いません。

例えば、今回の資料の5ページもございまして、2月28日の政府の専門家会議の見解でも、「この1～2週間で人と人との接触を可能な限り抑えることが必要、対策を実施しないと、道全体で急速に感染が拡大しかねない」との内容が示されておりますが、これは逆に言うと、1、2週間を乗り切れば、収束できるのではないかという、ふわっとした期

待が、我々も含めて、少なからず道民のみなさんも抱いていたのではないかと思います。また当時、マスコミやネット上では、夏になればウイルスは死滅するとか、近いうちに特效薬が開発されるらしい等の希望的観測を含んだ真偽の程が定かではない諸説が時折示されてもいました。このような混沌とした状況の中で、「今は感染拡大防止を最優先に」と掲げて知事が迅速に決断して発表したのが緊急事態宣言、すなわち道民への行動制限の呼びかけとお願いでありますので、これは感染拡大防止の観点からは適切であったと認識しております。

あの当時は、自粛して人と人との接触機会を減らせば、感染拡大は抑制されるというのは理論上はそうだったというだけで、我が国では実証されていたわけではなかったわけですから、北海道の第1波の時にそれが実証されたことで、全国的に言えば、第1波への対応やその後の対応を検討する上での重要な礎になったというのも事実ではないかと思っています。一方で、第1波の際の緊急事態宣言や学校の休業要請が、家庭や経済活動に大きな影響をもたらしたということも確かでございます。

当会が3月に実施した会員への意見募集では、マスクや消毒剤との不足と並んで、資金ショートへの懸念、売上への影響を心配する声が寄せられました。また中小企業や小規模事業者の会員が多い経済団体の調査では、8割程度、新型コロナによる事業や雇用への影響が懸念されると答えています。

今回の資料の21ページと22ページ目、経済へ影響として宿泊の他、小売り関係の当時の指標、これが示されておりますが、私ども経済団体が把握しているところでは、インバウンドの減少などによる宿泊を含めた観光に加え、交通、飲食、理容美容、学校給食に関わる企業などが、道内の各地域で厳しい状況に直面しているという実態が浮き彫りになっていました。これに対する当時の支援策の状況はというと、雇用調整助成金の特例措置の適用が4月までで終了、また実質無利子無担保融資自体は、すでに打ち出されてはいたのですが、当時は民間金融機関が窓口となる仕組みではなく、さらには持続化給付金については、影も形もないという状況で、総じて言うと、当時の支援策は、規模、実効性、共に乏しい状況にあったと言えます。

今時点を見ますと、雇用調整助成金の特例措置の期限延長と、上限額の引き上げ、民間金融機関を窓口にしての実質無利子無担保融資、持続化給付金の創設、この三つの制度化が、企業や事業者の事業継続や雇用維持にとってのまさに命綱となっておりますが、これが国の対策として反映された背景の一つには、経済8団体による国への要望もさることながら、知事が札幌市と連携をして、全国に先駆けて、2月から3月にかけて断続的に官邸を含む政府・与党に対して、要望していただいたことの効果があったと考えています。これが例えば一次の国の補正予算の成立が1ヶ月遅かったとしたら、どういう状況になっていたのかということを考えると、事態はもっと深刻になっていたのではないかと思います。

しかしながら、その後の経済状況につきましては、全国的には第1波、北海道でいうと第2波にさらされ、現在の北海道は全国で最も長い期間コロナに伴う経済的なダメージを受けている地域となっております。さらに今は、早期収束というよりも、ウィズコロナという現実に直面しております。このウィズコロナに向き合っていく際の課題も、実は第1波の時点でいくつか浮き彫りになったのではないかと考えておまして、具体的な経済対策については、次回以降と伺っておりますので、本日はそれ以外の3点のみお話をさせていただきます。

1つ目は、医療体制の逼迫度合い、隔離療養のための施設の確保、検査体制と検査数お

及び陽性率などに関する情報の開示についてです。第1波の緊急事態宣言の際にも医療体制の逼迫度合いとの関わりの中で、どうして今緊急事態宣言が必要なのかという点がよりわかりやすく示されていれば、道民や企業の納得感もより高まっていたと考えられます。また感染防止対策にしても、経済活動のいわゆるオンとオフの切り替えにしても、医療及び検査体制との関わりを抜きには評価・検証しにくいのではないかと考えているところでございます。

2点目です。第1波では全道に感染が広がっていたということを考えると、この時に限っていえば、全道一律の取り扱いというのはやむを得ない面があったと思いますが、その後については、感染状況が道内の各地域で大きく違う中、地域経済との両立を図るというためには、もう少し、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要ではなかったかという点です。

そして3点目は、緊急事態宣言などの節目節目について、意思決定までの経過の説明、関係先との情報共有、現場への情報発信のタイミングはどうだったのだろうかという点です。これらの点については、この会議で今後の論点になるのだと思いますが、是非、より良い方向を見だし、これからの対応に活かしていただきたいなと思いますし、我々、経済界としても、道はじめ、皆さんと連携しながら、ウィズコロナという現実に向かい、これを乗り越えていかなければと考えているところでございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございました。

最後にご指摘いただいた3点は、全体にも通じることですが、今回の第1波の問題として重要な論点だと思いますので、後ほど意見交換できればと思います。

続きまして、高橋委員お願いします。

【札幌医科大学 高橋教授】

私、付属病院で検査部長と感染制御部長をしておりますので、検査に関して、それから感染対策に関して、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、北海道独自の緊急事態宣言ということですが、資料にありますように、患者数が増加、それから減少、それに伴って各専門家の意見を参考にしながら、緊急事態宣言を出して、収束したという意味では、私自身、また医療に関わる者としては、適切ではあったと考えております。

次に検査体制についてです。この第1波の時には、検査体制についてかなり色んな方面で議論がされたのではないかと考えておりますが、検査が必要な場合、医師が必要と認めた感染疑いの方に、この時、円滑に検査を実施できたかどうかは大変疑問であると考えております。相当数が、円滑には検査実施までに到達できていないと、現場にいる者として感じております。また、おそらくこの時点で検査体制の拡充が行われるとよかったのではないかと考えます。ただし、一部の医療機関では、すでに2月下旬には整備が進められておまして、十分な検査体制を有するに至っております。例えば、当院では、北海道が、3月には、我々の検査を保健所の行政検査として認めておりました。しかし、例えば別の自治体では、かなり遅れて、数ヶ月遅れて、それを認めるということがございました。そうなりますと、例えば当院で検査した結果を、再度その自治体でまた検査するという、非常に非効率的な検査が行われていたという事実がございます。実際その後、検査体制としては、北海道内、十分に機能する現状になっていると思います。

次に感染拡大防止、集団感染対策です。私がこの資料を見て気付いたところですが、参考資料の5ページ「3 新規感染者数（リンクなし）の推移」というところです。棒グラフを見ていただけますとわかりますように、緊急事態宣言が終了しまして、3月末から4月の始めに至るまでを見ていただきますと、リンクなしの感染者の割合が、絶対数は少ないのですが、割合としては非常に多い、つまり、追えない方たちがここで残されていた可能性があるのではないかと考えております。実際問題、道外からいらした方たちの影響がもちろん第2波にはあるわけですが、ここでリンクなしについて、もう少し、どういう方法か、人力的な問題等々あるかとは思いますが、この点についてはもう少し明らかにすることが必要だったのではないかと考えております。

この時期既に、个人防护具が不足しているという医療施設が相当数あったと思います。个人防护具が充足している施設もありましたが、実際にはそれは多くはなくて、例えば、新型インフルエンザ等に備えて、当院もそうですが、かなりの備蓄が正直ありましたので、そういうところと、そうでない施設の个人防护具の差が非常に大きかったのではないかと考えております。やはり自治体の方から積極的に支援するということが必要だったのかなと考えております。第2波の感染者数を見ますと、この時期にそれがあればと感じているところです。

最後に医療提供体制の整備というところであります。実際に、どのように感染が広がったのか、またリンクがどのようになっているかということに関しては、国立感染症研究所の疫学調査チームが実際に来道して色々調査をしていましたので、この点については、かなり保健所とも共同して色々な事実が明らかになったと思っておりますが、ただし、それに応じて保健所と医療機関との連携がこの時期はあまりうまくいってなかったと感じております。なぜそのように感じるかというと、第2波の時には、札幌医科大学の高度救急救命センター、もしくは公衆衛生学の教室から、札幌市保健所の方に医師が支援に入って、医師が保健所と病院をつなぐという対応をして、我々の方も受入れ、無償で提供する。それから円滑に回るようになりました。第2波の人数が非常に多かったので、実際問題としては、円滑に回ったとしても、対応については色々あるかと思っておりますが、第1波の時には、行政と実際に医療機関をつなぐということが、あまり機能していなかったのではないかと考えております。結果として、自宅待機者が非常に多くなったり、待機期間が長くなったりという事例がございましたので、その場合には病状に少なからず影響した可能性も否定できないかと思っております。

また、入院後の必要な医療について、新型コロナウイルス感染者に対して必要な医療については、札幌市が協力をされていましたが2病院の他にも、早々にいくつかの病院が、体制を整えて、何とか患者さんを受け入れるということで対応してましたので、そういう意味では、もちろん皆さん非常にこの時期、一生懸命やってくださって、それで時期的には抑えることができたと考えますが、病院側の方も通常の診療を縮小して、新型コロナウイルス感染症にある程度対応できていたというのが第1波の時かなと思います。実際に重症の方はいましたけれども、統計学的に見ますと、重症の方というのは入院してすぐ重症になる方と、それから1週間、10日、2週間経って、重症化する方がいらっしゃいますので、どうしても統計、今はなくても、将来わからないということで、重症化の指標というのは、判定することが難しいと考えております。そういう意味では、医療体制の整備という点では、この時期には、私自身は、ある程度はうまくは行っていただけれども、少なからず問題があったと。しかし、その問題については、この時期を終えて、第2波に向か

う中で、ある程度改善していったと考えています。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございました。

ご発言の中で、1点理解できなかったのですが、リンクなしの部分のご指摘は、リンクなしという中でも、もっと追いかける部分があったのではないかとのご指摘との理解でよろしいでしょうか。

【札幌医科大学 高橋教授】

リンクなしを、言い方が難しいですけど、きちんとフォローできていない場合には、例えば、濃厚接触者ですとか、私たちの理解では、やはり、濃厚接触者もしくは感染してしまうような可能性がある方が追えていないと理解できますので、そういう意味では、そういう方たちが、我々の「網」にかからないという事態が4月まで、短い時間ではありますが、続いていたのではないかと考えています。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

逆に言うと、第2波以降は、その人数を追えるようになってきたという理解でよろしいでしょうか。

【札幌医科大学 高橋教授】

はい、リンクなしの感染者の割合が、第2波では著しく減っておりますので、そういう意味ではさらに改善されたと考えています。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。

続きまして、田端委員お願いいたします。

【ラベンダー法律事務所 田端弁護士】

今日の会議のテーマが法律の適用であったり、法律全般の問題ではないものと考えておりますので、それにとらわれずに申し上げようと思っております。

3点申し上げます。まず、休校に関して、個人的には小学生の子供がいるので、なぜ休校になったのかとその時思ったのですが、今回、この会議に臨むにあたって、北海道の新型インフルエンザ等対策行動計画、平成25年10月に改訂されているかと思っております。それを見てみますと、休校を要請することも対応として可能であるとわかりました。この行動計画、平成25年当時のものですが、今の目で見ますと、こういった感染の事態が想定されていることがわかりました。コロナの前に読んでも、多分わからなかったと思うのですが、今読むと、非常に腑に落ちるものであると感じています。

休校の影響については、個人的にはもとより、法務局の人権擁護委員をやっておりまして、法務省の事業として、全国の小中学校にSOSミニレターというものを配送して、小中学生から直接法務局にお手紙を受け付けて、人権擁護委員や法務局員が返信を書くという事業をしております。今年度は休校の関係もあったので、発送時期がずれまして、統計的にはまだまとまっていないのですが、個人的な印象で申しますと、おそらく休校の影響

ではないかと思いますが、家庭内での虐待や、兄弟間の不仲といった、お子さんからのレターが目立っていると感じております。逆に休校であるが故に、学校由来のものではなかったのですが、家庭内での問題にお子さんたちが直面していたのであろうと思います。弁護士の業務上、家庭内の不和の問題や経済的な不況は、現実にあるのだと感じています。ただ統計上あがってくるかという点、なかなか相談増加ということにはなっていません。ただ、実際に扱っている依頼者、相談者の中にコロナに起因して苦境に陥っている例はございました。道の取組の関係では必ずしもございませんけれども、家庭あるいは経済に大きな影響があったということをご紹介します。

2点目ですが、先ほど述べました平成25年の行動計画、これを改めて見てみると、記録の作成、保存するのだということが書かれております。その関係で申しますと、この間、ご指摘が世間的にあるようですが、北海道としての意思決定の記録が果たしてどうであったのかと、今回の論点イメージにも道の判断・意思決定過程含む、とありますが、そこに関して、北海道の行動計画としては、対策の実施に係る記録を作成後、保存するとあることについて、振り返りが必要になるかと思っております。

3点目です。今回、私が見てまいった資料の中に、平成22年10月に公表されている北海道新型インフルエンザ対応検証報告書というものがありません。これは当時の新型インフルエンザの発生の対応について、検証されたものなんですけれども、今回の論点イメージには必ずしも含まれていないのですが、発生事例の公表に関して検証の改善が必要ではないかとの指摘がありまして、昨今、北海道、全国的にかもしれませんが、道としての症例の公表の情報の範囲であったり、タイミングであったりということに関してご指摘があるようです。当時の平成22年の検証の中では、市町村名などの公表基準や、Q&Aのガイドラインなどを策定するといったことが改善方法として提示されておりました。それが今後どのようなものであるのかということに興味がございます。

今回の検証も、非常に貴重な機会で、後ろ向きの視点だけではなくて、今後に向けた前向きな検証をして、活かしていくべきものと考えておるのですが、検証での提案がその後どうなって、活かされたのか、それとも残念ながら活かされていないのか、そういったことも、この場ではないかもしれませんが、どこかの場でしておくべきだと考えております。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。

私の認識では、①休校に関わる部分として影響をどうみているか、②学校再会の基準をどう考えるか、③情報公開のあり方が十分ではなかったか、④一律の取扱いではなく、地域の実情に即した対応について、⑤意思決定プロセス、作成・保存についてどのように取り組んだか、という5つがあるかと思うが、事務局で回答できる部分があればお願いします。

【北海道 倉本総合政策部長】

まず、1点目の学校の休校に関して出ましたけれども、影響については様々なこうした検証の場を通じてご意見を伺っていただいておりますが、まずその休校についてはですね、資料2の10ページ、それから11ページに書いてあるのですが、当初、我々としてはそのまず新型コロナウイルスがまだよくわかっていない中で、新たな感染者が自分たちの地域、特に子供達が通う学校で出たということに非常に、今から思うとかなり、

これは私の印象ですが、かなり過激くらいなショックな事態として受け取られてしまったことになりまして、どうしてもその、先ほど申し上げた見つかった小学校での発生の後ですね、学校の関係者が相次いで出てきたということもありまして、非常に保護者の方からも不安の声が出てきて、当時道の休校要請の考え方としては、まずは不安を払拭しないと学校がきちんとできないのではないかと。したがって10ページに書かせていただきましたけれども、まずその今その時点でわかっていたいわゆるこの新型コロナウイルスに関する正しい知識をしっかりと皆さんにお知らせをしなければいけないと。

それから、新型コロナウイルスを知らない学校がもう一度安全だというふうな冷静になっていただけるような期間を持ちたいということで、1週間と決めていたつもりではあったのですが、その後、全国の休校要請と重なってしまいまして、結果的に非常に長い期間となってしまいました。私としては国の全体の動向をなかなか把握しない中で始めたという部分も若干あるのではないのかなというふうに思っておりますが、そういうことで、当初は1週間で終わって3月5日を感染予防の日として再開初日にもう一度色々な感染症のことを学ぶ機会を設けようというつもりでスタートをしたところであったのですが、そういう授業ができなかったというところでございます。

情報の開示についてでありますけれども、色々な議論の過程について、言い訳をしては意味がないのですけれども、非常に正直言いまして特に第1波の中では何が待っているかわからないなかでどんどん事態が進展していつてしまっていて、当初道庁の中での体制も必ずしも十分に持てていなかったという部分もありました。日々起こっている事態にその時その時で対応したというのが正直なところがありまして、指揮室の側面での相談については必ずしも十分にできていなかったのではないかと。ただ、意思決定の正式な場での議事の公開というのはしていたのですが、そういった点については十分に整理ができていなかったということは、反省をしなければいけないと思っております。

感染者の情報の公開については、私ではなく別の方から話したいと思っておりますが、第1波はこの段階では本当に全道各地で発生しましたので、地域別に分けるという方法だと当時はなかったのが実態です。

平成22年の検証については、また別途整理をして報告させていただきたいと思っております。

【北海道 三瓶保健福祉部長】

保健福祉部三瓶でございます。感染者の方々の情報の関係についてでございますが、そもそも感染症法上、いわゆる感染法上の16条の中で、情報開示についてです。開示条文については開示、ただし個人情報、但し書きというような一文書いてございます。もう一つの考え方としては、国の方で通知を出しております、患者情報について、どのような観点で、どのような項目を開示したらいいかということの助言も来てございます。北海道においては、それに乗っ取って、どこまで情報を公開するのかいうことを決めてございます。しかしながら北海道は唯一のものとなっておりますので、我々といましては、振興局ごとに居住地を基本的に原則公開するという状況にしてございます。ただ、これ実際問題各都道府県において、考え方というか取り扱いが正直言ってばらばらなところがございます。我々としても、実際患者さんの方に、まず居住地、市町村について公表してもいい

かとか、いろんな項目について患者さんの同意をもらいながら開示をしているところがございます。ただ、最近非公表という部分がちょっと多く見えておりますけれども、やはりこれは新型コロナウイルス感染症になった方が、いろいろといじめとかいろいろな差別を実際に生じているという状況が報道、もしくはSNSなどで広く周知されているところがございます。実際に自分が感染症になった場合については、やはりかなりおびえとか、病気についてよくわからないという気になって、やはり本人もかなりダメージとかあるという中で、公表したくないというようなお話も、実際医学調査の中では、お聞きしております。これについては、やはり全国知事会の方でも開示言葉でしたり、実際に患者さんの個人情報を守りながらどうしたらいいのかということアンケート等をとってきております。こういうものも踏まえながら今後も開示をどこまでしていくかということを検討していくということでございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございました。一点だけちょっと私抜かしてしまったんですけども、高橋委員から検査体制をもっと早く拡充する必要があったんじゃないかというお話がございましたけれども、その点に関しても三瓶部長お願いしても。

【北海道 三瓶保健福祉部長】

検査体制でございますが、石井教授ご指摘のとおり、第1波の際については道立の衛生研究所、札幌市の衛生研究所、こういうところを中心に検査体制をひいております。その後道におきましては道立の保健所、保健所設置市においては保健所もしくは保健所の衛生研究所、あとは民間の医療負担、徐々に増えていった経緯がございます。第3波のときは、やはりPCR検査を行う時に土が必要、あと試薬が必要という状況になります。ここについても国にお願いをしながら、試薬を入手しながらやっているところですけども、もうひとつPCR検査するときに複雑な試技がある、難しいんですね。我々も道理衛生研究所で始めたんですが、道立の保健所の人間を研修で送って育成をしていた経緯があります。ちょっと国が気になってしまうんですけども、国の検査試薬の不足の部分があったりと、やはり実際に検査を行う方の技量を上げるということで若干後手になったという風に考えてございます。

今は、道内全部に民間医療機関、後は公的医療機関と札幌医大さんとか含めて医療機関さん、あと民間の検査機関さん、すべて一日最大で1500程度の検査の処理をできるという状況でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。

今日、欠席されている水上委員からご意見を頂戴しているということですので、ご紹介をお願いします。簡略で良いので。

【北海道 倉本総合政策部長】（水上委員意見紹介）

お手元に、水上教授からのご意見を配付しておりますがポイントだけ。

1点目ですが、学校の休校に関して、2月21日に小学生児童の感染がはじまったあと、さらに3日間のうちに各地で学校関係者が感染したという中で、自粛の対応、休業の要請

が出された、この対応の早さが感染拡大を防いだのではないかとということ。

それから、道の緊急事態宣言が出されたことで、学校関係者や保護者に感染防止の意識付けがなされたことがあるのではないかと。

また、これまで学校がクラスター源となっていないということからも分かるように、日々の児童、生徒への保健指導、家庭での保護者のステイホームなどの努力がこの結果に繋がっているのではないかと。

ただし、公立学校に、その情報が伝わってくるまでに、道教委から各教育局、それから市町村教育委員会、各学校とタイムラグがあるということで、各学校が戸惑っているのではと感じることもある。第3波に向けては、このタイムラグの解消が課題となるのではないかとのご指摘をいただいています。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。それでは、引き続きご意見を伺うということで、辻委員お願いします。

【北見市 辻市長】

北見市の辻でございます。今日はよろしく申し上げます。この会議の中ではクラスターを経験した自治体ということで、その部分について皆さんにお話していきたいと思っております。改めて、コロナに関する状況でありますけれども、2月22日に市内で1例目、全道で17例目の感染者が確認をされたところでございます。そしてその後、2月27日に展示会関係者の感染が道内初のクラスターであるという見方が示されたところであります。翌28日に、国の専門家、クラスター対策班が北見保健所に入ってきて、いわゆる感染経路等の部分についての協力をしていただいたというふうに伺っております。そして、3月13日に市内13例目の感染者が確認されまして、その後感染症は現在まで確認はされていない状況でございます。従いまして、3月13日の感染者の確認された後から、4月14日まで感染者が確認されませんでしたので、4月14日には保健所は展示会のクラスターについては対策を終了するという宣言をいただいたところであります。

若干別の方のご意見と重複する部分があるかと思いますが、私どものほうで今回クラスターを経験した中で、ぜひともお話をさせてほしいのは、個人情報の開示、このことについても大変な思いをいたしました。感染状況がわかった時にいわゆる北見なのか、オホーツクなのか、オホーツクの北見だけでもオホーツクという形に置き換えられている、そういう部分での個人情報の関係はあるとはいえども、市民の方の混乱ですか、これは非常になんとも対処の仕様がなく、不測の状況であるのでご理解をいただきたいという形での説明もさせていただきましたけれども、まあなかなか、自分の街がどうなっているのかという部分のことについてはなかなか厳しい部分がありました。それが非常に続きました。そして、その後、それと合わせて受け止めたことは、説明につきましては私のほうで記者会見を開いてやりました。しかしながら、情報の開示というのが私のほうに来てませんので、発表になっていた部分をそのまま皆様にお伝えするという状況が続きました。そのままやらせていただきました。そういう面において、道においては、保健所で感染経路の判明をする時に、相当なご努力をいただいたと思いますけれども、やは

り情報の開示、それから説明のあり方については一考を要するのではないかなど。逆に言うと、責任を持ってやっていただければ非常に良いのかなというふうに思っております。あと、クラスターの関係で北見の場合は北見赤十字病院がありまして、そこが核となって感染症対策をやっていかれました。後ほど聞いた話ですけれども、いわゆる管内の他の病院との連携が非常に高かったのかなど。そして、関係機関、例えば旭川医大とか帯広厚生病院とかそういう部分で医療機関との連携というのは、非常に今後の感染症対策では、地域にとっては大きな役割を果たしていくことになるのかなど思っております。そういう点においては当市においてもそれぞれの振興局管内の状況をよく検証されて、その部分についての形、そういうものが意見交換等を通じて医療関係者との、機関との、構築するような状況になっていけば良いのかなというふうに受け止めております。まだ終息状況ではありませんので、今後また同じような状況が出ることは願っておりませんが、どういうふうな形で感染が出てくるのかは心配でなりませんけれども、ぜひ皆さんからのご意見をいただきながら、今後についての対応についてしっかりと受け止めたいなと思っております。よろしく申し上げます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

どうもありがとうございます。現場で直面した問題を主に説明していただいたと思います。続きまして、坪田委員に申し上げます。

【日本労働組合総連合会北海道連合会 坪田総合政策局長】

連合北海道の坪田です。今回この新型コロナウイルス感染症対策を検証するというところで、私はこの会議のメンバーとして呼ばれましたが、それはこの対策によって、勤労者の雇用や生活にどんな影響がもたらされたのか、ここをしっかりと検証するという意味で選ばれたのかなど思っております。今日は第1波、特に外出の自粛要請であったり、それから学校休校であったり、これに伴います様々な相談を紹介しながら今日の議論に参加したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

第1回目は、第1波への対応ということで、実は連合北海道もこの3月4日から新型コロナウイルスに関する労働相談を実施して参りました。特にこのコロナの問題に対する注目が集まりだした3月の相談状況ですけれども、相談者数は195人、2月の93人から一気に大きく増えました。この195人のうちコロナに関する相談が102人ということで、雇用形態別に見ますと、パートの方が28人、割合では27.5%、その次が個人事業主21人、20.6%、次いで正社員の方で16人、15.7%、その次が事業主と言いますか経営者が10人で9.8%ということです。労働相談ですから普通、雇用労働者の方々からの相談を受けることが多いのですけれども、今回に関しては個人事業主、あるいは経営者という方から相当な数がきましたので、よほどどこに相談して良いかわからなくて、連合のほうに電話をされたのかなというふうに思っています。

具体的にどのような相談があったかということで、特に飲食業、宿泊業、それからサービス業といったところで働く方々を中心に休業手当に関する相談が最も多くて44件、43.1%を占めたということです。その次が個人事業主に対します休業助成。具体的に休まざるを得なくなったのですけれども、結局、公的な助成がその時点では何もなかったものですから、本当に路頭に迷ったということということで、こういった相談が30件、約3

割ほど来ました。今回の第1波の時に行われました週末の外出自粛要請ですけれども、これは法的な裏付けがないということではありましたが、想像以上に道民の意識や行動の変化を促すという転換になったのだらうと思いますし、そういった意味では感染防止対策としてはかなり効いたなと認められるのではないかと思います。ただ、その一方でサービス、それから飲食こういったところを中心に売り上げが激減しましたから、事業所の休業による賃金カットであるとか、それから先ほど申し上げたような休業手当が払われないだとか、それから労働条件を不利益変更する。例えば正社員であった人がパートに、あるいはパートの勤務時間を短くするそういったような変更がありました。更には、結局解雇せざるを得なくなるというような雇用問題もやはり今回の取組の副作用として現れたのだらうというふうに思います。この第1波以降も第2波、そしてこの先もですけれども、やはりこの新型コロナに伴います雇用問題、この影響というのは恐らく相当長く続くと思われれます。特に就職活動に取り組もうとしていた矢先ということもありましたから、相当これが続きますと第2の就職氷河期というようなことにならないような、特にその辺について道としてどう対応していくか、この辺が課題になってくると思います。

それから、相談の中で3番目に多かったのが、学校休校に伴います保護者の休暇取得に関するものでして、これが15件、14.7%でした。学校の休校によりまして、子供の預け先がない保護者、そして仕事を休まざるを得ないといった場合に、年休、いわゆる労基法上の年休を取るしかなかったりですとか、年休をもう取ってしまって残りが無いといった場合は欠勤に扱いにされてしまうというような相談があったわけです。これについては後に政府が全国一斉の臨時休業を要請しまして、その際に小学校休業等対応助成金、この制度を創設したわけですけれども、やっぱり道としても一斉休校を要請する段階でどのような影響が生ずる恐れがあるのかということをもっと深く検討した上で、予め保護者への支援策を何かしら考えておくべきではなかったのかなと思います。

今日は先ほど、資料の2-2としてコロナ対策打ち合わせ記録を配布していただきました。幹部の打ち合わせということですが、本来、道庁が臨時休校と考えていた期間、更にそれ以上に政府が全国学校一斉休校ということが要請されましたので、道としては当初の予定以上のことが休校として行われることになりました。この時に何が議論されたのか、もっと大きな影響が想定されたと思うのですけれども、その辺についての議論が果たして無かったのかどうなのか、そこを教えていただければと思います。

今回この学校休校を決断したということではありますが、確かに先ほどもお話ありましたが、生徒であるとか学校関係者の中に感染者が出始めてましたから、やっぱりこれは手を拱いているわけにもいかないという状況なのだと思いますので、学校休業を決めた知事の判断、これは評価したいと思います。ただ、それにしてももっと打つ手はなかったかと言わざるを得ないと思います。数は多くはありませんけれども、私も教育関係者であったり学校関係者、自治体の方々から色々話を聞きましたが、やはりそこが共通した思いではなかったかなと思います。学校現場、それから市町村、そういったところとは事前に課題を共有した上で必要な準備をしておくこと、こういう点が今後どう生かされるかということだと思います。

このような相談事例から見える問題もあると思うのですけれども、やはりこれからもこの新型コロナの感染拡大に対しましては、道民の雇用と生活に大きく影響する重要な政策決定が伴うというふうに思っております。その意味では、政策決定を左右する重要な場面でどのような議論が行われたのか、こういったことをしっかりと確認しておく、これが次

の対応に備えるための検証作業にとっては、欠かせないものではないかなと思います。ぜひ今後とも、客観的で合理的な根拠をわかりやすく示すということで道民の信頼を得て、より実効ある対策を講じていただきたいと思います。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

どうもありがとうございます。勤労者や先生方の不満、先日の様々な課題について、むしろ影響についての議論ということでした。

次に、三戸委員お願いします。

【北海道医師会 三戸常任理事】

北海道医師会の三戸でございます。資料いただいていますけれども、3番目に示されてありますとおり、皆さんご存じのように、昨年12月に中国湖北省武漢市において発生して始まっているんですね。今回北海道ではやった時はその病気の実態がよくわからない状態だったのではないかなと思います。2月初めに指定感染症として今日の資料に書いてあるとおり、なりましたので、対策としましては以前起こりました、先ほど話に出たような新型インフルエンザの対策が元になって、新たな感染症ということになりますので、当面最初に行うことも水際対策ということで、はやく押さえられるということをまず最初に行っている。それと一っしょに先ほどから出ている、児童生徒の休業ですけれども、新たにそういうふうな状況の時に休業することによって感染拡大を抑えるというのは一般的な考え方ではないかなと思います。一週間、知事が児童休業を出した点は、当然の措置ではないかと思えます。ただ、そのあと国の緊急事態で、ずっと休みにしたということに関しては、道の方に言っているもんかと言う点は、やはりそれは国全体の問題ですので、なかなかその判断は難しいのではないかなと思います。

ただ、今の現状で北海道の子供が感染者が出てしまったということがあったんですけれども、その後やはりお年寄り方、今は成人が感染者として多く出てますけれども、子供の感染はかなり少ないというふうなことから、だいたい病気の実態がわかってきたので、文部科学省の方でも各教育委員会の方に学校で児童生徒が感染の出た場合の対策として、新たな指針が出されてますので、今後そういうふうなことが起こったときには、それなりのきちんとした対応がとれるんじゃないかと。たとえば、消毒して、学校でかかったところを閉鎖するというので、全体を学校を休校にするというのは今後とられないのではないかと考えております。

あと、先ほど高橋委員の方からでいた医療体制についてですけれども、当初はやはり指定感染症のところの医院にお願いしたんですけれども、なかなか対応に、医療の仕組みや設備の話だったりかなと思いますけれども、医療崩壊の起こらないですんだということに関しては、医療施設の先生方、あるいは従業員の方々が、かなり頑張っていたこと、北海道大変ことにならないですんだんでないかなと。

それから、補償の問題もちょっとあるんですけれども、2月からやはりコロナ感染がございましたので、医療機関では2月から感染者対策、感染者と感染者以外とセパレートする導線を考えると、施設の整備をあえて対応したんですけれども、国からの補償費というのが4月からの医療行為なので、当初で整備した2月、3月の医療機関に対しての補償についての対応が今のところあんまり考えられていないんですね。そのところは、道の方から是非お願いしていただいて、国の方にそういうふうな、北海道の場合は、2月くらいか

らのきちっと対応した者に対しての補償をしていただきたいなと思っております。

それから検査体制ですけれども、これも高橋委員からありましたけれども、やはり最初は16ページに書かれておりますとおり、帰国者・接触者相談センターに相談して、その外来を通して診察をする、そして対応に関しては、かなり厳しい。医療機関でかなり怪しいと思う人に関しても最初からはねられてしまって、それでもし、院内感染を起こせばとかなり心配だったというふうな問題がかなりありまして、これもクレームがかなりありましたけれども、今は少しずつ改善されてきてますので。

この次からの話となると思うんですけれども、今までは濃厚接触者がある程度考えながら、検査していればよかったですけれども、現在の東京とか大阪の状態を見ていると、もう市中感染症となっているかわからないですんで、さらに医療機関で怪しいと思う人に関しては早めにやはり対応できるようにシステムを作っただけなければならないんじゃないかなと思っております。そういう意味では指定した医療機関だけではなくて、ほとんどの医療機関で今のインフルエンザの簡易キットと同じような形で各医療機関で全部認めてするとか、そういうような形である程度対応を柔軟に考えていかなければ、医療体制をうまく乗り切ることにはできないんじゃないかなと思っております。

最後に個人情報なんですけれども、院内感染をしたところが何カ所かあるんですけれども、医療関係者だけでなくそこに務めているというだけで、それでその子供たちが学校にくるなとかいうようないじめとか、そういうふうな対応があつてかなりその病院に勤めている職員の方々が不安に思つて、こんなこといったらいいのかわかりませんが、かなりいろいろな社会的な問題が起こっているの、情報はやはり的確に出す必要があるんですけれども、かかってしまった人を個人攻撃するような形で出されてしまうと、逆に大きな問題が起こってしまうので、やはりその対応に関しましては、必要なものは出してほしいと思うんですけれども、ほかの周りの方々がコロナ、一般にどういうふうに対応するのかといったような社会的な目がまだそろっていない状況では、なかなかその情報だすの難しいんじゃないかと思つたので、それに対してもやはり必要な情報は出していただいて、特に個人の問題となるものに関しては、やはりある程度制御していただくことがよろしいのではないかと。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。

今日の議論を簡単に整理させていただくと、学校の休業に関しては、特に長期化ということで、その部分については、もうちょっと、結果的に長期化したことでのいろんな影響が一つの論点になるし、仮に、これから対応するときに何を整理すべきかという議論に繋がると思つるので、休校に関しては、過程過程で、拾って消化して、どんな対応をしたかということは、少し議論の方に活かしていただいて、もう少し議論ができればという話です。可能な範囲でということですけども。

それと同じく、経済活動に関しても、結果的に長期化したということの影響というようなことがかなり生じたということで、第1波の段階では、必ずしも十分な対応が行われなかったというようなご意見もあったかなということで、これは3回目の議論にも繋がることではありますけども、ある種、第1波の期間中、そこら辺までにして、どういう議論が尽くされたか、なかなか財政上の問題もあつて、実際に難しかったという側面も当然あると思つたんですけども、少し、そこら辺を、どういった議論をされたかということについて、

少し整理をいただいて、そこら辺も少し深掘りをしなくちゃいけないかなということだと思います。

もう1つは、やはり検査体制というのは、その部分での指摘もかなり多かったと思いますので、たれば議論は余り意味があるとは思っておりませんが、どういうところが、ある種、拡大に進めなかったということについては、もう少し整理をして、ある意味では、今後の新たな感染症の問題に対する、また増えるかもわからないということも含めて、少し、何を対処していくかという議論も繋げるような整理をいただいて、我々も少しそういう議論できればと思っています。

主なところは3点ぐらい申し上げましたが、1回目の議論は、改めて整理させていただいて私の方で預らせていただきまして、次回までに少し整理をして、たぶん常に時間が足りない中で議論するということにならざるを得ないと思いますが、その点は、お許しいただいて、そういった形で少し整理をしながら次の議論に繋げていくことにさせていただければと思います。

いずれにしても、申し上げたとおり、今日の議論を事務局と整理をさせていただいて、報告して、また次回の議論、共通認識を持って第2波の議論に入らせていただければと思います。

時間がまいりましたので、まだあるかと思いますが、また次回、もしくは事務局にご意見等をお持ちいただいてということで、よろしくお願ひしたいと思います。

私の方の進行はこれで終わらせていただきまして、事務局の方にマイクをお返ししたいと思います。

【中野副知事】

本日は長時間に渡りまして、熱心にご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

石井座長からも言われましたとおり、様々なご意見など事務局にお寄せ頂ければと思います。よろしくお願ひをいたします。

次回の会議でございますが、来週8月6日木曜日15時から京王プラザホテルで開催したと考えておりまして、また詳細につきましては改めて調整をさせていただきたいよろしくお願ひをいたします。

それでは、予定の時間となりましたので、本日はこれで終了させていただきます。誠にありがとうございました。

(了)